

(別紙)

令和8（2026）年度栃木県児童虐待防止のためのSNS相談業務に係る  
公募型プロポーザル審査基準

- 1 審査は、令和8（2026）年度栃木県児童虐待防止のためのSNS相談業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）の委員が行うものとする。
- 2 委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者（以下、「参加者」という。）から提出された企画提案書の内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

審査項目	評価内容	配点	
1	業務内容の理解度	本事業を実施する社会的背景、業務の目的及び業務内容を十分に理解しているか。	20
2	組織体制	業務が確実かつ円滑に進められる組織体制となっているか。	20
3	企画提案の優位性	相談内容の判断や対応、児童相談所等への連絡等について、十分な実施が期待できるか。	20
		個人情報保護、情報セキュリティ確保への対策が十分取られているか。	10
4	計画性及び実現性	過去の実績等から、適切な業務遂行能力が認められるか。	20
		見積額は上限の範囲内で、明確かつ妥当な内容となっているか。	10
合 計		100	

- 3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。
  - (1) 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
  - (2) 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
  - (3) 上記(2)において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
  - (4) 各委員による評価点の平均点が60点に満たない提案者は、契約候補者又は次点者になることができない。